

伊那中央行政組合財務規則

昭和53年8月1日

規則第3号

改正 昭和60年3月30日 規則第2号  
平成10年4月1日 規則第2号  
平成18年3月31日 規則第7号  
平成28年4月1日 規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2の規定により、財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定等)

第2条 財務については、伊那市財務規則(平成28年伊那市規則第17号)を準用し、「市長」とあるのは「組合長」と、「総務部長」とあるのは「事務局長」と、「部課長等」とあるのは「事務局長、庶務課長及び所長」と、「会計課長」とあるのは「庶務課長」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月30日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第2号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第7号)

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。